



門司安全安心情報



「野焼き」に注意!!

本年7月末から8月上旬にかけて、野焼きに端を発した原野火災が相次いで発生しています。

いずれも、刈り取った草を焼くために火をつけたところ、予想を越えて燃え広がったという事例です。

野焼きをする際に、付近の物に燃え移らないようにするための適切な用心を怠ったり、相当の注意をしないで燃えるような物の付近で火気を用いた場合は、失火罪や軽犯罪法違反に問われることがあります。

また、廃棄物の野焼きは法律で禁止されています。

野焼きをする際には、事前に天気予報等により風の強さ・風向き等を確認しておき、風の強い日や風下に燃え易いものがある場合には極力野焼きを控えましょう。

実際に火を点ける前に、手元に消火用の水や砂を用意しておきましょう。

火勢を大きくしないように少しずつ燃やしましょう。

お問い合わせ

門司警察署 地域課/生活安全課

093 (321) 0110

